



《編集・発行》

相模原市農業委員会
相模原市中央区中央2丁目11番15号
Tel 042-769-8292 (直通)

農業のうごき

▶八木会長(右)から本村市長へ意見書を手交(後方は農業委員会役員)



9月13日に「令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を、農業委員会八木会長から本村市長へ手渡しました。

意見の概要

- 遊休農地の発生防止・解消について
- 担い手への農地の集積・集約化について
- 新規参入の促進について
- 地産地消の推進による販路拡大について
- 総合的な窓口の設置について
- 生産緑地制度について

この意見は、農業者の皆様から農業委員や農地利用最適化推進委員へ寄せられた意見をまとめたもので、これらを市政に反映させるため提出したものです。

提出後に行われた歓談では、農産物のブランド化と6次産業化への取組や、小規模農家への支援、生産緑地の保全などについて意見交換が行われました。

農業委員会では、毎年、県や市へ農業に関する意見を提出していますので、皆様の意見を各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお寄せください。

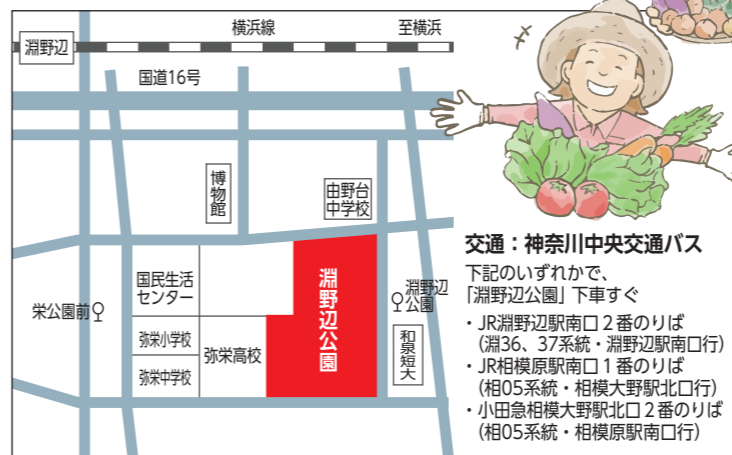
農地等の利用の最適化の推進に関する意見を提出

相模原市 第55回 農業まつり

令和元年11月10日(日)

午前9時15分～午後2時30分

淵野辺公園中央広場(雨天決行)



主催：相模原市農業まつり実行委員会 お問い合わせ：農政課042-769-8239(農産班)

ステージイベント

卵のつかみ取り、女性農業者による芸能披露、地場野菜を使った料理の発表 など

会場イベント

畜産・果実共進会、地場農産物・加工品の販売、銀河連邦共和国紹介・特産品の販売、農業体験学習餅つき、市内農業関係学校の紹介・学校生産物の販売、小動物コーナー、園芸相談・堆肥販売、食育推進など

農業委員会ブース

- ・農業の相談
- ・農地再生モデル事業や新規就農者との意見交換など農業委員会の活動パネル
- ・農業者年金の紹介 ほか

今旬レシピ No.9

「食欲の秋」ともいわれるほど、旬の食材がたくさんある秋。その中から、今回は秋なすを使ったレシピを紹介♪夏の終わりから秋にかけて昼夜の寒暖差で実が引き締まり、美味しくなっています。ぜひ、秋の味覚を味わってみてはいかがでしょうか。

作り方

【下準備】

1. なすはヘタを取り、1cm幅の輪切りにして、水を張ったボウルに10分程さらしアクを取る。
2. 玉ねぎをみじん切りにする。
3. 【たれ】みりん、しょう油、ごま油を混ぜ合わせておく。
4. 片面が焼けたらひっくり返し、蓋をして5分程弱火で蒸し焼きにする。
5. 【たれ】を入れ、水溶性片栗粉でとろみをつける。
6. 全体に絡めたら、お皿に移し、お好みでごまと青ねぎをかけたら完成♪

秋なすのはさみ焼き



材料

なす	3本	サラダ油	適量
木綿豆腐	1/2	ごま	適量
玉ねぎ	1/4	青ねぎ	適量
鶏ひき肉	100g	水溶性片栗粉	適量
しょうが(チューブ)	適量	【たれ】	
しょう油	小さじ1	みりん	大さじ1
料理酒	小さじ1	しょう油	大さじ1
片栗粉(まぶす用)	適量	ごま油	適量



生産緑地を所有されている方へ 特定生産緑地の指定について

～特定生産緑地とは～

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも市に買取り申出が可能となるとともに、適用されている固定資産税等の税制措置がなくなります。

そこで、引き続き生産緑地の保全を図るため、所有者等の意向を踏まえ、適正に管理されている良好な生産緑地を市が「特定生産緑地」に指定することができるようになりました。

「特定生産緑地」は、生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過するまでに指定する必要があります。

引き続き、営農を継続する場合は「特定生産緑地」の指定をご検討ください。

特定生産緑地に指定する場合

◆税制措置が継続されます

- ◇固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です
- ◇引き続き、相続税等の納税猶予の適用を受けることが可能です

◆買取り申出ができる時期が10年延長されます

- ◇10年ごとに指定の継続を選択できます
- ◇10年の間に相続等が生じた場合、これまでと同様に買取り申出が可能です

◆農地を残しやすくなります

- ◇次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続されます。

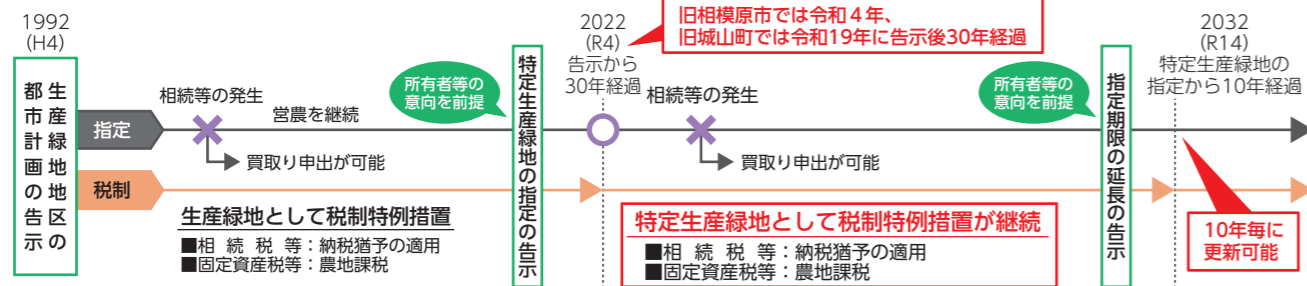
特定生産緑地に指定しない場合

◆税制措置が受けられなくなります

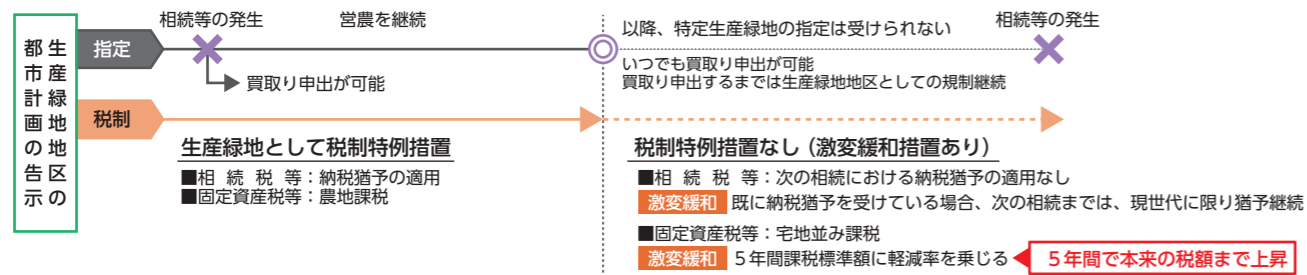
- ◇固定資産税・都市計画税が宅地並み評価・宅地並み課税となります
- ただし、税額は激変緩和措置により、5年間で上昇します
- ◇次の相続において相続税の納税猶予の適用が受けられなくなります

- ただし、既に納税猶予の適用を受けている場合、次の相続まで継続します

特定生産緑地に指定する場合 (平成4年告示の場合)



特定生産緑地に指定しない場合



指定手続きの流れ

所有者が、農地等利害関係人(※1)の同意を得たうえで、書類等を市に提出(※2)

※1 所有権、对抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記されている永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権等を有する方となります。ただし、抵当権者が、財務省(旧大蔵省)の場合は除きます。

※2 今後、具体的なスケジュール等が決まり次第、対象となる方に市から送付いたします。

市が都市計画審議会に意見聴取 ⇒ 指定の公示 ⇒ 農地等利害関係人へ指定の結果を通知

お問い合わせ 都市計画課 042-769-8247

農地等の利用の最適化の推進に関する意見の概要

1. 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地については様々な要因により発生しており、特に鳥獣による農作物被害が深刻な問題となり、営農意欲の減退から遊休農地の発生させる原因となっている。その解消を図るため、次の施策を行うこと。

- (1) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を検討し、対策を進めること。農業を継続できない場合の相談窓口を設置し、サポート体制の構築を検討すること。
- (2) 鳥獣被害防止計画に基づき、地域住民・農業者・鳥獣被害対策協議会・市が一体となって取組を進め、進捗状況を適時関係機関に情報提供をすること。
- (3) 農作物被害について、加害動物の種類にとらわれず、市・農協・猟友会等との連携を含め、情報の収集と活用を踏まえた迅速な対応が図れるよう、窓口を一元化すること。
- (4) 営農意欲の減退に歯止めをかけるため、支援や対策を充実すること。防護柵の設置に当たっては、鳥獣の隠れやすい沢の付近などの近隣にある農地を対象とするとともに、小倉地区の圃場の電気柵等の防除対策を図ること。
- (5) ニホンザルについて、県管理計画及び鳥獣被害防止計画に基づき、農地への防護柵の設置や追い払いの強化等を確実に実施すること。県境をまたぐ個体群について、東京都や山梨県の捕獲方法を取り入れるよう、県に強く働きかけること。
- (6) ヤマビル被害を減らすため、農業者等への啓発活動や防除対策を行うこと。

2. 担い手への集積・集約化について

担い手の確保と農業経営の規模拡大及び農地の集団化を図るため、次の施策を行うこと。

- (1) 相模原農業振興地域整備計画の農用地利用計画について、地区の特性に適した基盤整備等を進めること。特に次の地区について、重点的に進めること。
 - ・大島諏訪森下地域の水田地帯について、外周道路・基幹道路の整備に加え、現在の狭い農道の改良を行うこと。
 - ・大沢地区内の農用地について、境界整備に対する支援を検討すること。
 - ・上溝地区の農用地について、横浜水道等から農地への雨水の流入等への対策を講じること。
 - ・小倉地区の農用地について、農地までの整備を進めること。
 - ・金原地区について、農業者等の意見を土地改良事業の計画に反映するとともに、事業全体を円滑に進めること。
- (2) 藤野地区の大日野原圃場への進入路について、緊急、優先的に整備が必要な箇所について検討し、早急な整備に向けて調整を進めること。また、その進捗状況を地域や関係機関に情報提供すること。
- (3) 「人・農地プラン」について、地域の実情に合った体制や仕組みにより「実質化」を進めること。

3. 新規参入の促進について

高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、新規参入者に対する支援として、次の施策を行うこと。

- (1) 家族が安心して暮らせる生活環境の整備と支援を行うこと。
- (2) 経営が早期に安定するよう、経営、技術向上の相談などの支援を充実すること。納品への効率化や農産物のアピールなど積極的な介入を行うこと。
- (3) 津久井地域において、市民等の援農ボランティアを参画し、収穫までの研修などを行い、新規参入を促進するための取組を実施すること。

4. 共通・関連施策について

- (1) 地産地消の推進による販路拡大について
 - ・平成30年度のアンケート結果を踏まえ、販路拡大につながる地産地消を推進するための取組や施策の検討を行い、関係機関に情報提供するとともに、連携による地産地消を進めること。
 - ・子ども達を対象とした「農」とふれあう場を拡充・支援すること。
 - ・小規模農家への支援について、関係機関と連携した支援策を進めること。
- (2) 総合的な窓口の設置について
 - ・他市で実施している「行政、農業委員会、農協等の関係機関で構成する窓口の一元化」を例に、総合的な窓口の設置について、市が主導的に進めること。
- (3) 生産緑地制度について
 - ・優良農地の保全のため、特定生産緑地等の制度や規制緩和の周知を確実にすること。